部長及び参事官
殿
所　属　長

総務発第１６０号
（県民、監察、情管、生企
刑企、交企、備ー）
令和６年６月24日
10年保存（口訓）
本　部　長

被疑者取調べの監督に関する運用要領について（通達乙）

被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第４号。以下「規則」という。）に基づく被疑者取調べの監督の運用要領については、「被疑者取調べの監督に関する運用要領について（通達乙）」（令和元年５月22日総務発第148号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、下記のとおり運用要領を見直し、令和６年７月１日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施をもって旧通達は廃止する。

記

１　留意事項（規則第２条関係）

被疑者取調べの監督が、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意すること。

２　対象となる被疑者取調べ（規則第３条第１号関係）

被疑者取調べの監督の対象とするのは、取調べ室（これに準ずる場所を含む。以下同じ。）において、警察官が行う被疑者又は被告人取調べ（以下「被疑者取調べ」という。）とする。

(1)　取調べ室の定義

ア　「取調べ室」とは、警察施設内に設置された施設であって、取調べ室又はこれに類する呼称を付され、主として取調べのために使用されているものをいい、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号）第182条の２第１項に規定する「取調べ室」と同義である。

イ　「これに準ずる場所」とは、取調べ室の不足等の理由により、一時的に取調べ室の代用として使用した警察施設、拘置所等の施設内の応接室、会議室、警察車両内等をいい、犯罪捜査規範第182条の２第１項に規定する「これに準ずる場所」と同義である。

(2)　対象とする必要のない被疑者取調べ

次の場合における被疑者取調べは、原則として被疑者取調べの監督の対象とする必要はないが、被疑者が事実を争うなど、後日、取調べのあり方が問

われる言動がなされる可能性が認められる場合には対象とする。

ア　微罪処分に係る事件

イ　簡約特例書式、特例書式を適用する交通事故事件

ウ　交通切符等適用事件

3　取調べ監督官等の指名（規則第４条関係）

被疑者取調べの状況の確認等を行う職務に従事する者（以下「取調べ監督官」という。）及び取調べ監督官の職務を補助する者（以下「監督補助者」という。）は、次のとおりとする。

(1)　県本部

ア　取調べ監督官

県本部の取調べ室（高知県警察庁舎管理規程（平成13年11月本部訓令第14号）第２条に規定する本部分庁舎の取調べ室を含む。）における被疑者取調べ（本県警察庁舎以外の施設で行う、県本部の所属が捜査を担当する事件の被疑者取調べを含む。）にかかる取調べ監督官として「被疑者取調べの監督の実施についての一部改正について（通達甲）」（令和元年５月22日総務発第147号）１(1)アの者とする。

イ　監督補助者

総務課取調べ監督室（以下「監督室」という。）の警部補を指名する。

また、県本部の別館（交機隊）における被疑者取調べにかかる監督補助者として交機隊副隊長及び庶務担当警部補を、高速隊の庁舎における被疑者取調べにかかる監督補助者として高速隊副隊長及び庶務担当警部補を指名する。

ウ　当直勤務中における監督補助者

当直勤務中の県本部の取調べ室における被疑者取調べにかかる監督補助者として、県本部の当直責任者を指名する。

(2)　署

ア　取調べ監督官

署の取調べ室（当該署の交番及び駐在所の取調べ室を含む。以下同じ。）における被疑者取調べ（本県警察庁舎以外の施設で行う、当該署が捜査を担当する事件の被疑者取調べを含む。）にかかる取調べ監督官として、当該署の警務課長を指名すること。

なお、副署長又は次長が警務課長を兼務している署にあっては、副署長又は次長を指名すること。

また、警察庁舎のある署については、警察庁舎長を取調べ監督官に指名すること。

イ　監督補助者

原則として、警務課(係)の警部補を指名すること。

なお、署の体制上、上記指名が不可能な場合は、監督室長と協議の上、警務課（係）以外の庶務担当警部補を指名できるものとし、更にやむを得ない場合には、警務課（係）等の巡査部長を指名できるものとする。

ウ　当直勤務中における監督補助者

当直責任者及び副責任者を指名すること。

4　取調べ監督官等の職務等（規則第４条及び６条関係）

(1)　被疑者取調べの状況の確認

取調べ監督官は、事件指揮簿や取調べ状況報告書の閲覧、土佐ＮＥＴの取調べ状況管理システム（以下「管理システム」という。）の操作及び取調べ室の透視鏡を利用して室内を視認し、又は室内の音声を聞知する方法（以下「視認等」とする。）により、被疑者取調べの状況を確認すること。

また、取調べ監督官が当該確認を行えない場合は、監督補助者に確認させること。

(2)　視認等実施時の留意事項

取調べ監督官及び監督補助者（以下「取調べ監督官等」という。）は、被疑者の供述状況や被疑者の性格などを勘案して、視認等の必要性を判断するものとし、その際、取調べ担当者が予定入力する「取調べの判断基準」などを参考とすること。

視認等を行うに当たっては、不定期な実施に努めること。

(3)　捜査主任官に対する通知

取調べ監督官等は、視認等の実施時、現に監督対象行為に該当するか判然としなかった際に捜査主任官に対して所要の業務指導を促すことが適当であると認めた場合、捜査主任官に確認の結果を通知しなければならない。

(4)　監督対象行為を認めた場合の措置

ア　捜査主任官に対して措置要求を行う場合

取調べ監督官等は、視認等の実施時、現に監督対象行為があると認めた場合は、捜査主任官に対して取調べの中止や業務上の指導を求める等の措置要求を講じ、措置要求を受けた捜査主任官はその趣旨を踏まえた適切な措置を講じた上で、その結果を取調べ監督官に通知しなければならない。

なお、取調べ監督官等が前記措置要求を講じた場合は、監督室を経由して報告しなければならない。

イ　捜査主任官が不在等の場合

現に監督対象行為があると認めた場合において、捜査主任官が現場にい

ないとき又は捜査主任官から要請があったときは、取調べ監督官等が取調べの中止や業務上の指導等の措置を講じること。

なお、取調べ監督官等は上記措置を講じたときは、速やかに捜査主任官に通知を行うとともに、監督室を経由して報告しなければならない。

(5) 取調べ確認結果記録表の作成

ア 取調べ監督官等は、被疑者取調べごとに、別記第１号様式の「取調べ確認結果記録表」（以下「記録表」という。）を作成すること。

イ 取調べ監督官等は、視認等を行ったときは、その都度確認時間、確認場所、監督対象行為の確認結果、捜査主任官等への通知の有無及びその他参考事項を記録表に記録した上で「確認者」欄に署名又は押印をすること。

当該確認の結果については、記録表の「監督対象行為の確認結果」欄に記入し、監督対象行為に該当するか判然としなかった際に捜査主任官に対して所要の業務指導を促すことが適当であると認めた場合は同欄の「□疑いあり」に記入した上で、当該監督対象行為の類型（記録表中の１から６の番号は規則第３条第１項第２号のイからへの各行為に対応する）を明らかにすること。

なお、捜査主任官への通知の有無については、記録表の「参考事項」欄に記入すること。

(6) 他の都道府県警察において被疑者取調べを行った場合

他の都道府県警察（以下「他府県警察」という。）の取調べ室において被疑者取調べを行い、当該他府県警察から取調べ状況の確認結果の通知を受けた場合、当該通知に従い記録表への記載を行うこと。

(7) 事前承認を受けていない被疑者取調べを覚知した場合

取調べ監督官等は、犯罪捜査規範第168条第３項に定める事前承認を受けていない被疑者取調べを認めた場合は、直ちに捜査主任官に対して連絡をすること。

(8) 当直勤務中の運用

ア 署の当直責任者及び副責任者（以下「署の当直責任者等」という。）は、当直勤務に就く際、取調べ監督官から記録表など被疑者取調べ監督に関する業務について引継ぎを受け、当直勤務中、取調べ監督官等の職務に従事すること。

イ 署の当直責任者等は、当直勤務終了時に記録表など被疑者取調べ監督に関する事項について取調べ監督官又は交替する署の当直責任者等に引き継ぐこと。

ウ 県本部総合当直責任者は、事前に県本部の取調べ監督官からの通知があ

った場合に限り、監督補助者としての職務に従事すること。

(9)　取調べ監督官等による犯罪捜査の従事の禁止

取調べ監督官等は、その担当する被疑者取調べに係る犯罪捜査に直接従事してはならない。

なお、署の当直責任者等が、捜査主任官等の捜査幹部として、その担当する被疑者取調べの確認を実施したときは、監督補助者としての視認等は実施できないものとする。

5　苦情の通知等（規則第７条関係）

(1)　被疑者取調べについて苦情の申出を受けた警察職員は、速やかに所属長に報告の上、当該被疑者取調べに係る取調べ監督官にその旨及び内容を通知しなければならない。

この場合において、当該苦情の対象となる被疑者取調べに係る取調べ監督官が判明しないときは、監督室に通知しなければならない。

なお、被疑者取調べに対する苦情については、他の職務執行に関する苦情の申出を受けた場合と同様、苦情処理にかかる所要の手続きに従って適切に処理しなければならない。

(2)　取調べ監督官は、(1)の通知を受けた場合は、速やかにその旨及び内容を監督室に報告しなければならない。

(3)　監督室は、(2)の報告を受けた場合は、当該苦情にかかる所属及び苦情処理を担当する所属と緊密に連携しなければならない。

6　巡察（規則第８条関係）

(1)　巡察官は、必要があると認めるとき、県下の取調べ室を巡察するものとする。

(2)　巡察官は、巡察を行った所属ごとに別記第２号様式の「巡察結果記録簿」を作成すること。

7　被疑者取調べの状況等の報告（規則第９条関係）

(1)　県本部における被疑者取調べ状況の報告

ア　監督室は、日ごとの全署の取調べ室における被疑者取調べの状況及びその確認結果を別記第３号様式の「取調べ状況管理簿」（以下「管理簿」という。）により報告すること。

イ　県本部の取調べ監督官は、日ごとの県本部の取調べ室における被疑者取調べの状況及びその確認結果を管理簿及び記録表により報告すること。

ウ　ア及びイの報告は、特に必要と認める事情がなければ、監督室長への報告に代えることができるものとする。

エ　監督室は、月ごとの全ての被疑者取調べの状況を集約した上で、別記第

４号様式の「取調べ状況表」により報告すること。

(2)　署における被疑者取調べ状況の報告

署の取調べ監督官は、日ごとの署の取調べ室における被疑者取調べの状況及びその確認結果を、当該管理簿及び記録表により署長に報告すること。

8　調査（規則第10条関係）

(1)　取調べ調査官は、調査を実施するため必要があると認めるときは、当該調査にかかる被疑者取調べを指揮する署長等に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に当該被疑者取調べにかかる捜査主任官、取調べ担当者その他の警察職員を出頭させ、説明させるよう求めることができる。

(2)　取調べ調査官は、速やかに調査結果を報告するとともに、必要があると認めるときは、関係所属に通知しなければならない。

9　公安委員会への報告（規則第11条関係）

公安委員会に対し、各年度少なくとも１回、被疑者取調べの監督の実施状況を報告しなければならない。

10　他府県警察との連絡

(1)　他府県警察が捜査を担当する事件に係る被疑者取調べが本県取調べ室で行われる場合、当該被疑者取調べの監督の責任は当該他府県警察が負うこととなるが、当該取調べ室に係る取調べ監督官は警察法第59条の規定に基づき、相互協力の範囲内で被疑者取調べの状況の確認を行い、確認の結果は監督室を経由して当該他府県警察に通知すること。

(2)　他府県警察による本県取調べ室を使用した被疑者取調べの予定を把握した者は、当該取調べ室に係る取調べ監督官にその旨を通知しなければならない。

通知を受けた取調べ監督官は、監督室に連絡すること。

(3)　本県警察が、他府県警察において被疑者取調べを行う場合、当該捜査を担当する所属に係る取調べ監督官が当該被疑者取調べ監督の責任を負い、当該被疑者取調べの予定、視認要請の有無及びその他の必要事項につき監督室を経由して、当該他府県警察に連絡すること。

11　取調べ監督制度に関する教養等の実施

(1)　取調べ監督官は、朝礼や定例研修会等のあらゆる機会を活用して、所属警察官に対し取調べ監督制度に関する教養を実施すること。

(2)　捜査幹部は、取調べ時の留意事項などについて、課員に対し、指導及び教養を実施すること。

12　取調べ監督官等の指名報告

(1)　署長は、指名した取調べ監督官、監督補助者及び当直勤務中における監督

補助者について、別記第５号様式の「取調べ監督官及び監督補助者の指名について（報告）」により、毎年度、人事異動後速やかに監督室を経由して報告すること。

(2)　取調べ監督官等に変更等が生じた場合には、その都度速やかに報告すること。

13　書類の保管等

記録表は日ごとに管理簿と対にして編てつし、取調べ監督官において保管すること。

また、被疑者取調べの状況の確認を行った結果、必要と認めて事件指揮簿、取調べ状況報告書等の閲覧を行った場合は、その旨を記録表の参考事項欄等に記載すること。

別記第１号様式から別記第５号様式の保存期間は３年とする。

14　管理システムの運用

(1)　運用体制

ア　総務課長を管理システムの運用主管課長とする。

イ　運用主管課長は、管理システムの適正かつ円滑な運用に関する事務を統括する。

ウ　運用主管課長は、イの事務を遂行するため、自所属の中から運用管理補助者を指定し、その事務を補佐させることができる。

エ　被疑者取調べ監督業務を行う所属に運用管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。

オ　運用管理者は、所属における対象業務の実施に関し、適正かつ円滑な実施を確保するため必要な事務を処理する。

(2)　操作区分

ア　取調べ担当者

取調べ予定の登録及び修正並びに取調べ結果の登録及び修正を行う操作区分で、全警察官に権限が付与される。

なお、取調べ予定の修正並びに取調べ結果の登録及び修正にかかる操作は、当該取調べ予定の登録を行った者及び当該取調べ予定に取調べ担当者として登録された者が行うことができる。

イ　捜査幹部等

自所属が捜査を担当する事件の被疑者取調べにつき、取調べ情報の閲覧及び修正を行う操作区分で、次の職にある捜査幹部等に権限が追加付与される。

(ｱ)　県本部所属の事件捜査を担当する課長補佐、係長等

(ｲ)　高知署、高知南署、高知東署及び南国署の生活安全官、地域官、刑事官、交通官及び警備官

(ｳ)　署の事件捜査担当課長

(ｴ)　署の当直責任者等となる者

(ｵ)　所属の捜査指揮の状況等を勘案の上、必要と認められる者

ウ　監督実施者

県本部は県本部の取調べ室における被疑者取調べ、署は署の取調べ室における被疑者取調べにつき、取調べ情報の閲覧、記録表及び管理簿の作成等を行う操作区分で、取調べ監督官等に権限が追加付与される。

エ　監督室等

県下全所属の被疑者取調べにつき、取調べ情報の閲覧及び管理簿の作成等を行う操作区分で、監督室長及び同室員並びに刑事企画課取調べ指導官及び同課取調べ指導の担当者に権限が追加付与される。

(3)　取調べ担当者

ア　取調べの予定登録

(ｱ)　予定登録の方法

取調べ担当者は、被疑者取調べ予定が明確となった段階で、管理システムに必要事項を登録すること。

なお、取調べ直前に登録した場合は、速やかにその旨を当該被疑者取調べに係る取調べ監督官等に連絡すること。

(ｲ)　事前承認を必要とする場合

被疑者取調べにおいて、犯罪捜査規範第168条第３項に規定する事前承認を必要とするときは、当該事前承認の態様、承認者及び既に承認を受けているか否かの別を登録し、事前承認を要しない場合に該当するときは、当該類型を登録すること。

(ｳ)　複数の署において被疑者取調べを実施する場合

同一日に、複数の署において同一被疑者の取調べを実施する場合は、取調べを実施する署ごとに予定登録を行うこと。

(ｴ)　秘匿扱いの取調べ

被疑者取調べの実施を秘匿する必要があるときは、登録時に「秘匿扱い」を選択できるものとする。この場合、取調べの予定入力をした者、取調べ担当者として登録された者及び当該事件の捜査担当所属の捜査幹部等（署の場合は当該事件の捜査を担当する課の捜査幹部等）には秘匿の制限がかからず、当該取調べに係る取調べ監督官等並びに監督室等には被疑者名及び罪名が秘匿され、それら以外の者には取調べ情報の存在

自体が秘匿される。

(ｵ)　事前に予定登録ができない場合の措置

急速を要し、事前に被疑者取調べの予定登録ができない場合は、当該被疑者取調べを先行できるものとする。この場合は、相勤者や捜査幹部等が、当該被疑者取調べに係る取調べ監督官に電話その他の方法でその旨を連絡し、速やかに予定登録を行うこと。

イ　予定登録の修正

(ｱ)　修正登録が必要な場合

次の場合は、予定登録済みの情報を呼び出して修正登録を行うこと。

a　予定登録後に犯罪捜査規範第168条第３項に規定する事前承認が必要となったとき。

b　取調べ担当者、取調べ室が変更されたとき。

c　取調べ予定時間が大幅に変更されたとき。

(ｲ)　新たに予定登録が必要な場合

被疑者の氏名又は取調べ日が変更となったときは、予定登録済みの情報を削除した上で、新たに予定登録を行うこと。

ウ　取調べ結果の登録

取調べ担当者は、取調べ終了後、速やかに管理システムに取調べ結果を登録すること。なお、取調べの罪名が予定登録から変更された場合は、取調べ結果の登録時に変更後の罪名を入力して修正すること。

エ　取調べ担当者が管理システムを使用できない場合

県外出張等での被疑者取調べで取調べ担当者が管理システムを使用できない場合、取調べ担当者は、取調べ終了後、速やかに捜査幹部等に登録すべき事項を連絡し、連絡を受けた捜査幹部等が管理システムに登録すること。

オ　予定登録を失念した場合

被疑者取調べ終了後に予定登録を失念していたことが判明した場合、速やかに当該取調べに係る取調べ監督官に報告し、報告を受けた取調べ監督官は所属長に報告の上、監督室長に報告すること。

(4)　捜査幹部等

ア　取調べ担当者からの連絡に基づく取調べ情報の登録

捜査幹部等は、取調べ担当者が管理システムによる取調べ情報の登録をできない場合には、取調べ担当者からの連絡に基づき、取調べ担当者に代わって管理システムに登録を行うこと。

イ　取調べ状況の管理

捜査幹部等は、捜査を担当する事件につき、随時、管理システムによる被疑者取調べの一覧等を閲覧することにより、取調べ状況を把握し、登録内容に誤りを認めた場合は、取調べ担当者等に対して修正を指示するなどして、取調べ状況を管理すること。

(5)　監督実施者

ア　取調べ予定の把握

取調べ監督官等は、自所属の取調べ室で行われる被疑者取調べの一覧を閲覧するなどして、随時、取調べ予定を把握すること。

イ　記録表の作成

管理システムにより、被疑者ごとの記録表を作成すること。

ウ　確認結果の登録

取調べ監督官等が被疑者取調べの状況の確認を行ったときは、確認の時間を管理システムに登録すること。

また、他府県警察において被疑者取調べを行い、当該他府県警察から取調べ状況の確認結果の通知を受けた場合は、当該通知に従い、確認時間及び確認者を登録すること。

エ　管理簿の作成

取調べ監督官等は、管理システムにより管理簿を作成すること。

(6)　安全性の確保

ア　情報セキュリティの確保

管理システムの情報セキュリティに関して実施する運営管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、高知県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成16年６月本部訓令第10号）等警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

イ　管理システムの利用者及び資料等の管理

管理システムは、高知県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和５年７月本部訓令第16号）及び同訓令に基づき定められたアクセス権に関する規程に定めるところにより、アクセス権を付与された者でなければ使用してはならず、管理システムに関する入出力資料についても適切に管理しなければならない。

ウ　管理対象情報の分類

管理システムに取り扱うことができる「高知県警察における情報セキュリティに関する対策基準について（通達乙）」（令和５年７月25日情管発第128号）第５の１（2）に規定する管理対象情報の分類については、次表のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
管理システム	２（中）	２（高）	２（高）

第１号様式（第４、７、13、14条関係）

取調べ確認結果記録表

罪名等		被疑者の状態等	□ 既に留置されている □ 観護措置中
被疑者	年　月　日生		被留置者でない場合： □ 逮捕引致後の取調べ □ 任意同行後の取調べ □ 職質・任意同行後の取調べ □ 呼出しによる取調べ □ 自首 □ 自ら出頭
	男 女		□ その他

取調べ担当者	所属	階級	氏名

取調べ予定日時	開始予定　年　月　日（　）　時　分
	終了予定　年　月　日（　）　時　分
取調べ場所	
取調べの判断基準	□ A（本部長指揮）　□ B（否認・黙秘）　□ C（共犯） □ D（粗野・挑発）　□ RR（録音・録画）　□ N（該当なし） □ G（その他）

事前承認			
事前承認が必要とされる場合、既に承認を受けているか	□ 既に承認を受けている □ これから承認を受ける	態様	□ 午後10時から翌日午前５時までの間の取調べ □ １日につき８時間を超えての取調べ
		承認者	□ 本部長　□ 本部課長　□ 署長
事前承認を要しない場合、どの要件に該当するか（事後の承認を速やかに受けること）	□ 誘拐事件、逮捕監禁事件等、個人の生命及び身体への急迫不正の侵害の存在が合理的に推認される場合において、午後10時から翌日の午前５時までの間に被疑者取調べを行うとき、又は１日につき８時間を超えて被疑者取調べを行うとき		
	□ 午後10時（近接する直前の時間を含む。）から翌日の午前５時までの間に被疑者が判明した事件（事件の発生自体は当該時間帯以前に認知していた場合を含み、職務質問が先行して行われる場合には、当該職務質問の開始時間は問わない。）について、被疑者を任意同行し、又は現行犯逮捕、緊急逮捕し若しくは逮捕状を緊急執行して被疑者取調べを行うとき		
	□ 午後10時（近接する直前の時間を含む。）から翌日の午前５時までの間に追跡中（逮捕状の有無は問わない。）の被疑者（当該被疑者の人定事項が判明しているときに限る。）の身柄を確保して（職務質問が先行して行われる場合には、当該職務質問の開始時間は問わない。）、被疑者取調べを行うとき		

確認時間	確認場所	確認者	監督対象行為の確認結果	参考事項
： ～ ：	第　号 取調べ室	印	□ あり □ 疑いあり　1　2　3　4　5　6 □ 疑いなし	捜査主任官に通知　□ した □ しない その他　（　）
： ～ ：	第　号 取調べ室	印	□ あり □ 疑いあり　1　2　3　4　5　6 □ 疑いなし	捜査主任官に通知　□ した □ しない その他　（　）
： ～ ：	第　号 取調べ室	印	□ あり □ 疑いあり　1　2　3　4　5　6 □ 疑いなし	捜査主任官に通知　□ した □ しない その他　（　）
： ～ ：	第　号 取調べ室	印	□ あり □ 疑いあり　1　2　3　4　5　6 □ 疑いなし	捜査主任官に通知　□ した □ しない その他　（　）

第１号様式（第４、７、13、14条関係）

取調べ確認結果記録表

被疑者	年　月　日生	男 女

確認時間	確認場所	確認者	監督対象行為の確認結果	参考事項
: ～ :	第　号 取調べ室	印	□ あり □ 疑いあり 1 2 3 4 5 6 □ 疑いなし	捜査主任官に通知 □ した □ しない その他 （　）
: ～ :	第　号 取調べ室	印	□ あり □ 疑いあり 1 2 3 4 5 6 □ 疑いなし	捜査主任官に通知 □ した □ しない その他 （　）
: ～ :	第　号 取調べ室	印	□ あり □ 疑いあり 1 2 3 4 5 6 □ 疑いなし	捜査主任官に通知 □ した □ しない その他 （　）
: ～ :	第　号 取調べ室	印	□ あり □ 疑いあり 1 2 3 4 5 6 □ 疑いなし	捜査主任官に通知 □ した □ しない その他 （　）
: ～ :	第　号 取調べ室	印	□ あり □ 疑いあり 1 2 3 4 5 6 □ 疑いなし	捜査主任官に通知 □ した □ しない その他 （　）
: ～ :	第　号 取調べ室	印	□ あり □ 疑いあり 1 2 3 4 5 6 □ 疑いなし	捜査主任官に通知 □ した □ しない その他 （　）
: ～ :	第　号 取調べ室	印	□ あり □ 疑いあり 1 2 3 4 5 6 □ 疑いなし	捜査主任官に通知 □ した □ しない その他 （　）
: ～ :	第　号 取調べ室	印	□ あり □ 疑いあり 1 2 3 4 5 6 □ 疑いなし	捜査主任官に通知 □ した □ しない その他 （　）
: ～ :	第　号 取調べ室	印	□ あり □ 疑いあり 1 2 3 4 5 6 □ 疑いなし	捜査主任官に通知 □ した □ しない その他 （　）
: ～ :	第　号 取調べ室	印	□ あり □ 疑いあり 1 2 3 4 5 6 □ 疑いなし	捜査主任官に通知 □ した □ しない その他 （　）
: ～ :	第　号 取調べ室	印	□ あり □ 疑いあり 1 2 3 4 5 6 □ 疑いなし	捜査主任官に通知 □ した □ しない その他 （　）
: ～ :	第　号 取調べ室	印	□ あり □ 疑いあり 1 2 3 4 5 6 □ 疑いなし	捜査主任官に通知 □ した □ しない その他 （　）
: ～ :	第　号 取調べ室	印	□ あり □ 疑いあり 1 2 3 4 5 6 □ 疑いなし	捜査主任官に通知 □ した □ しない その他 （　）

第２号様式（第６、13条関係）

課　長	監督室長	巡察官等

巡察結果記録簿

実　施　所　属	
巡　　察　　官	
巡　察　日　時	年　　月　　日 時　　分　～　　時　　分
対　　応　　者	

確認取調べ件数	
措 置 の 有 無	
備　　考	

第３号様式(第７、13、14条関係)

取 調 べ 状 況 管 理 簿

取調べ場所管理所属	
取調べ年月日	

番号	被疑者・被告人氏名 生年月日	罪名	逮捕勾留有無	取調べ時間	取調べ場所	取調べ合計時間	休憩時間	取調べ担当者	取調べの判断基準	調書作成有無・通数	通訳人有無 通訳言語	その他参考事項	監督実施者による確認時間	監督実施者の氏名	通知の有無	未視認及び補完措置	取調べ時の被疑者の状態等	事前承認関係

第４号様式（第７、13条関係）

取　調　べ　状　況　表

年　　月

項目／所属	取調べ件数	取調べ時間別の内訳件数					事前承認件数		未視認の件数	通知有の件数	事前承認の特例類型に該当した取　調　べ　件　数	監督回数（のべ視認回数）	視　認　率（監督回数／取調べ件数）
		2h以内	2h～4h	4h～8h	8h～12h	12h以上	長時間※1	夜間※2					
本　部													
高　知													
高知南													
高知東													
室　戸													
安　芸													
南　国													
土　佐													
佐　川													
須　崎													
窪　川													
中　村													
宿　毛													
合　計													

※１「長時間」とは、１日につき８時間を超えて被疑者を取り調べる場合で、事前承認の特例類型に該当しない事前承認を必要とする被疑者取調べ

※２「夜　間」とは、午後10時から翌日の午前５時までの間に被疑者を取り調べる場合で、事前承認の特例類型に該当しない事前承認を必要とする被疑者取調べ

第５号様式（第12、13条関係）

本部長　殿

発 第　　号
年　月　日
署　長

取調べ監督官及び監督補助者の指名について(報告)

みだしのことについて、下記のとおり指名したので報告する。

記

１　取調べ監督官

職　名	階　級	氏　名

２　監督補助者

職　名	階　級	氏　名

３　当直勤務時間中の監督補助者（当直責任者を含む）

職　名	階　級	氏　名